

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に
係る設計及び工事の方法の認可（通信連絡設備の一部変更）について

．審査の結果

原子力規制委員会は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）が申請した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書〔その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更（通信連絡設備の一部変更）〕（平成30年12月26日付け30原機（環保）020をもって申請、令和元年6月7日付け令01原機（環保）010及び令和2年2月20日付け令01原機（環保）017をもって一部補正。以下「本申請」という。）を審査した結果、本申請は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の7第3項の各号の規定に適合しているものと認める。

．申請内容

1．申請の概要

本申請に係る設計及び工事の方法は、平成30年8月22日に許可された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書（平成26年2月7日付け申請、平成27年5月21日付け、平成29年12月28日付け、平成30年3月19日付け及び平成30年6月11日付け一部補正。以下「事業変更許可申請書」という。）に従って、その他廃棄物管理設備の附属施設のうち通信連絡設備の設置を行うものである。具体的には以下のとおり。

(1)安全設計上想定される事故が発生した場合において、大洗研究所敷地内にいる人に対し、必要な指示ができる通信連絡設備（以下「敷地内の通信連絡設備」という。）として、大洗研究所敷地内に構内一斉放送設備を設けること。

また、構内一斉放送設備は、商用電源喪失時でも使用できるように専用の予備電源を設けること。

(2)安全設計上想定される事故が発生した場合において、大洗研究所内に設置される現地対策本部には、関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行うための多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備（以下「大洗研究所外通信連絡設備」という。）を設けること。

(3)安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設の現場指揮所と現地対策本部との間で連絡を行うための多様性を確保した通信回線を有

する通信連絡設備(以下「大洗研究所内通信連絡設備」という。)を設けること。
 (4)警報装置及び廃棄物管理施設内の通信連絡に使用する通信連絡設備については、本申請とは別に申請する。

なお、申請者は、平成25年に改正された特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成4年総理府令第4号。以下「設工認規則」という。)等への適合のため、事業変更許可申請書に基づき、既設の施設を含む廃棄物管理施設の変更に係る工事の設計及び工事の方法の認可申請(以下「設工認申請」という。)を行うとしているが、申請対象の施設が多数あり、工事が長期にわたるものであることから、設計及び工事の方法の全部につき一時にその認可を申請することができないとして、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号)第4条第3項の規定に基づき、工事に要する期間等を考慮し、当該設工認申請を分割して申請するとしている。

具体的には、表に示すとおり計12回に分割して申請する予定としており、本申請は第4回の申請である。なお、分割申請について、認可済みのものはない。

表 分割申請の概要

分割申請	申請概要	備考(申請書の呼称)
第1回 (申請済み)	遮蔽スラブの追加設置	申請中(*1)
第2回 (申請済み)	廃棄物管理施設の増設(固体廃棄物減容処理施設)	申請中(*2)
第3回 (申請済み)	火災報知設備の追加	1次申請その1
第4回 (本申請)	構内一斉放送設備の追加	1次申請その2
第5回(*3)	竜巻に対する設備の変更(その1)	2次申請その1
第6回(*3)	仮設緩衝体の整備	2次申請その2
第7回(*3)	竜巻に対する設備の変更(その2)	2次申請その3
第8回(*3)	竜巻に対する設備の変更(その3)	3次申請その1
第9回(*3)	竜巻に対する建家の改修	3次申請その2
第10回 (*3)	通信連絡設備の追加	4次申請その1
第11回 (*3)	外部からの衝撃による損傷の防止の評価等(その1)	4次申請その2

第12回 (*3)	外部からの衝撃による損傷の防止の 評価等(その2)	5次申請
--------------	------------------------------	------

- *1 新規制基準適合性に係る事業変更許可申請後、許可前に設工認申請されたため、申請中と呼称した。
- *2 新規制基準策定前に工事に着工しており、新規制基準対応に係る事業変更許可申請後、許可前に設工認変更申請されたため、申請中と呼称した。
- *3 第5回以降の分割申請については、分割方法、回数等について、申請者との間で見直し中。

2. 施設区分

その他廃棄物管理設備の附属施設

その他の主要な事項のうち

通信連絡設備のうち

所内内線設備、加入電話設備、構内一斉放送設備及び予備電源設備

. 審査の方針

1. 審査の方針

審査においては、法第51条の7第3項に定めるところにより、本申請の内容が法第51条の7第3項各号の規定に適合しているかを以下(1)~(3)のとおり確認することとした。また、本申請が事業変更許可申請書に基づき申請される設工認申請の一部であることから、今後申請される設工認申請の審査を含めて、以下の方針に従って所要の確認を行う。

- ・本申請及び別途申請される設工認申請について、事業変更許可に対応した設計及び工事の方法として申請されるべき設備が申請されることとなっているかどうか、及び、設工認申請のうち最後の申請に係る審査において、事業変更許可に基づく設計及び工事の方法として、全体を通じて申請されるべき全ての設備が申請されているかどうかをそれぞれ確認する。
 - ・設工認申請のうち最後の申請に係る審査においては、廃棄物管理施設全体が事業変更許可申請書に記載された安全設計ないし安全設計方針に従ったものであり、設工認規則に適合するものであることが適切に評価されているかどうかを確認する。
 - ・設工認申請の認可に当たっては、先行申請され認可された設計及び工事の方法がある場合、当該申請と設備設計上の不整合を生じていないことを確認する。
- (1) 第1号については、本申請が、廃棄物管理施設の事業変更の許可を受けたところによるものであるかを確認する。
- (2) 第2号については、設工認規則に適合しているかを確認する。

- (3) 第3号については、廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が、特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第32号。以下「品質管理技術基準規則」という。)に適合しているかを確認する。

2. 審査の方法

- (1) 審査は、申請者が提出した申請書に基づき行った。
- (2) 審査に当たっては、本申請に係る廃棄物管理施設に対する事業変更許可申請書、設工認規則及び品質管理技術基準規則を用いた。

. 審査内容

1. 法第51条の7第3項第1号への適合性について

本申請は、事業変更許可申請書に記載された施設区分のうち、本審査書 . 2 . に示す通信連絡設備のうち、所内内線設備、加入電話設備、構内一斉放送設備及び予備電源設備に関するものであり、事業変更許可申請書における設計条件として以下のとおりとしている。

- (1) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において事業所内の人に必要な指示ができるよう、事業所に警報装置を兼ねる通信連絡設備を設ける。
- (2) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において、事業所外の必要な場所へ通信連絡ができる通信連絡設備を設ける。

原子力規制委員会は、本申請の内容が以上の事業変更許可申請書における設計方針に従い、通信連絡設備を設置するものであることを確認した。

原子力規制委員会は、本申請の内容が以上の事業変更許可申請書における設計方針に従ったものであることを確認したため、法第51条の7第3項第1号に適合していると認める。

なお、本申請及び別途申請される設工認申請について、事業変更許可に対応した設計及び工事の方法として申請されるべき設備が申請されることとなっているかどうかについては、本書 . 1 . の一覧のとおり全12回の分割申請により申請されることを確認した。また、本申請については、通信連絡設備の設置に関するものであり、本申請に基づく設計及び工事の方法が事業変更許可に基づき今後申請される他の設計及び工事の方法のものと設計上不整合が生じないこと、本申請に係る設

備機器及び設工認規則の要求内容から、分割申請における本申請の範囲が適当であり、本申請の範囲内で審査が可能であることを確認した。

2. 法第51条の7第3項第2号への適合性について

本申請は、通信連絡設備の設置に関するものであるため、設工認規則のうち、安全機能を有する設備（設工認規則第12条第1項及び第2項）、予備電源（設工認規則第16条）及び通信連絡設備等（設工認規則第17条第1項及び第2項）への適合性を以下のとおり確認した。

(1) 安全機能を有する施設（設工認規則第12条第1項及び第2項）

設工認規則第12条第1項は、安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならないことを要求している。また、設工認規則第12条第2項は、安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならないことを要求している。

申請者は、申請書及び添付書類において、本申請に係る設備のうち、緊急時対策所に設置する所内内線設備及び加入電話設備並びに構内一斉放送設備及び予備電源設備は他の原子力施設と共用するが、共用している通信連絡設備の安全機能が喪失しても、他の安全機能（遮へい機能、閉じ込め機能等）と独立して施設されることから、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはないとしている。また、本申請に係る設備は、定められた点検において安全機能を健全に維持していることを確認できるよう、また、製品の交換による保守又は修理ができるように施設するとしている。

原子力規制委員会は、本申請に係る設備のうち、緊急時対策所に設置する所内内線設備及び加入電話設備並びに構内一斉放送設備及び予備電源設備は、大洗研究所の共用設備として設置されるが、安全設計上想定される事故が発生した場合における事業所内外への通信連絡に使用するものであること、他の安全機能と独立性を担保することにより廃棄物管理施設の安全性を損なうことはないこと、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための点検、保守又は修理ができる設計であることを確認したことから、設工認規則第12条第1項及び第2項に適合していると認める。

(2) 予備電源（設工認規則第16条）

設工認規則第16条は、特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供

給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設することを要求している。

申請者は、申請書及び添付書類において、外部電源喪失時に構内一斉放送設備を使用することができる容量を有する専用の予備電源を設置するとしている。

原子力規制委員会は、構内一斉放送設備（最大消費電力：6.3kVA）について、外部電源喪失時に通信連絡できるよう専用の予備電源（容量：8kVA）を設置することを確認したことから、設工認規則第16条に適合していると認める。

（3）通信連絡設備等（設工認規則第17条第1項及び第2項）

設工認規則第17条第1項は、事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならないことを要求している。また、設工認規則第17条第2項は、事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならないことを要求している。

申請者は、申請書及び添付書類において、以下の設計としている。

- ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、大洗研究所敷地内にいる人に対し、必要な指示をするための構内一斉放送設備を設ける。
- ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、関係官庁等の異常時通報連絡先機関等への通信連絡を行うため、多様性（固定電話（一般電話回線）、携帯電話（災害時優先回線）、ファクシミリ（災害時優先回線）、衛星携帯電話（衛星回線））を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。
- ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設と大洗研究所内に設置される現地対策本部との間で通信連絡を行うため、多様性（固定電話（一般電話回線）、携帯電話（災害時優先回線）、ファクシミリ（一般電話回線））を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。
- ・警報装置及び廃棄物管理施設内の通信連絡に使用する通信連絡設備については、別途申請する。

原子力規制委員会は、安全設計上想定される事故が発生した場合において、事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、構内一斉放送設備を施設すること、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を有した通信連絡設備を施設することを確認したことから、設工認規則第17条第1項及び第2項に適合していると認める。

3. 法第51条の7第3項第3号への適合性について

申請者は、本申請に関する廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法等について、品質管理技術基準規則に適合するよう策定した「廃棄物管理施設品質保証計画書」に基づき行うとしている。

原子力規制委員会は、本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等について、平成27年12月24日付けで認可した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（平成27年8月4日付け申請）から、原子力機構の内部統制強化のため大洗研究所の管理責任者を副所長（品質保証担当）から大洗研究所担当理事に変更し、及び組織改正に伴う名称変更を行っているが、これらの変更は、大洗研究所廃棄物管理施設保安規定の変更を反映した保安活動の強化のための変更であり、品質管理技術基準規則に適合していることを確認したため、法第51条の7第3項第3号に適合していると認める。

(参考) 施設ごとの分割申請の内容

施設名	施設区分		項目	申請回	備考
廃液貯留施設	建家			- 2	改造
	廃棄物管理施設本体の処理施設	液体廃棄物の処理施設	処理済み廃液貯槽		既設
	放射性廃棄物の受入れ施設	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽		既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	液位及び漏えいに関する計測制御設備		既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備 放射線監視設備		既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		既設
			固体廃棄物の廃棄施設		新設
		液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽		既設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備		- 1 新設 既設
廃液貯留施設	建家			- 2	既設
	放射性廃棄物の受入れ施設	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽	- 2	既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	液位等に関する計測設備	- 2	既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口	- 2	既設
			固体廃棄物の廃棄施設	- 2	新設
その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設	
有機廃液一時格納庫	建家			- 2	改造
	放射性廃棄物の受入れ施設	液体廃棄物の受入れ施設	有機廃液一時格納庫	- 2	改造
				- 1	改造
放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設備		既設	

		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		既設
		固体廃棄物の廃棄施設			新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備		既設
廃液処理棟	建家			- 2	改造
	廃棄物管理施設本体の処理施設	液体廃棄物の処理施設	廃液蒸発装置	- 1	改造
			化学処理装置	- 1	改造
			廃液蒸発装置	- 1	改造
			セメント固化装置	- 1	改造
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	液位及び漏えいに関する計測制御設備		既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備 放射線監視設備		既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		既設
		固体廃棄物の廃棄施設			新設
その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備		既設	
排水監視施設	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の処理施設	液体廃棄物の処理施設	排水監視設備	- 2	既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	液位及び漏えいに関する計測制御設備	- 2	既設
	放射線管理施設	屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 1
				- 2	既設
管理機械棟	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の処理施設	液体廃棄物の処理施設	化学処理装置	- 1	改造
				- 2	既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	集中監視設備	- 1	既設
放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設	- 2	既設	

			備、個人管理用設備		
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備 の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口	- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設		- 2	新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設 備	- 1 - 2	既設
・ 一時格納庫	建家			- 2	既設
	放射性廃棄物の受入れ 施設	固体廃棄物の受入れ施 設	・ 一時格納庫	- 2	既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設 備	- 2	既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備 の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口	- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設		- 2	新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設 備	- 2	既設
・ 一時格納庫	建家			- 2	改造
	放射性廃棄物の受入れ 施設	固体廃棄物の受入れ施 設	一時格納庫	- 1	改造
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設 備		既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備 の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		既設
		固体廃棄物の廃棄施設			新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設 備	- 1	新設 既設
・ 固体処理棟	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の 処理施設	固体廃棄物の処理施設	・ 圧縮装置	- 2	既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設 備	- 2	既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設

	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口	- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設		- 2	新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設
・ 固体処理棟	建家			- 2	改造
	廃棄物管理施設本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	・ 圧縮装置		既設
	放射性廃棄物の受入れ施設	固体廃棄物の受入れ施設	・ 一時格納庫		既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		既設
		固体廃棄物の廃棄施設			新設
その他の主要な事項		消防設備、安全避難通路、電気設備、通信連絡設備		既設	
・ 固体処理棟	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	・ 焼却装置	- 2	既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	温度に関する計測制御設備、 圧力に関する計測制御設備	- 2	既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設備	- 2	既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 ・ 固体処理棟 排気筒	- 2	既設
		液体廃棄物の廃棄施設	・ 処理棟 廃液貯槽	- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設		- 2	新設
その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設	

固体処理棟	建家			- 2	改造
	廃棄物管理施設本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	・ 封入設備		既設
	放射性廃棄物の受入れ施設	固体廃棄物の受入れ施設	・ 貯蔵セル		既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	圧力に関する計測制御設備		既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設備		既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備		既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備、セル系排気設備 排気口		既設
		固体廃棄物の廃棄施設			新設
その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 1	改造 既設	
固体処理棟	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	焼却装置	- 2	既設
			ホール設備	- 2	既設
			封入設備	- 2	既設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	温度に関する計測制御設備、 圧力に関する計測制御設備	- 2	既設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設備	- 2	既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備、セル系排気設備、 固体処理棟排気筒	- 2	既設
		液体廃棄物の廃棄施設	固体処理棟廃液予備処理装置	- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設		- 2	新設
その他の主要な事項		消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設	
固体廃棄物減容処理施設	建家			申請中	新設
	廃棄物管理施設本体の処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	申請中	新設
	計測制御系統施設	主要な工程計装設備	温度に関する計測制御設備、 圧力に関する計測制御設備、	申請中	新設

			液位等に関する計測設備		
		その他主要な事項	集中監視設備	申請中	新設
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	出入管理関係設備、放射線監視設備、個人管理用設備、放射能測定設備	申請中	新設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備	申請中	新設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、排気筒	申請中	新設
		液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	申請中	新設
		固体廃棄物の廃棄施設		申請中	新設
	その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	申請中 - 1	新設	
固体集積保管場	建家			- 2	改造
	廃棄物管理施設本体の管理施設	管理施設	堅型保管設備、遮蔽スラブ、フォークリフト	申請中	新設 既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 1	新設 既設
固体集積保管場	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の管理施設	管理施設	ラック式横積保管設備、天井クレーン	- 2	既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設
固体集積保管場	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の管理施設	管理施設	パレット式縦積保管設備、ラック式横積保管設備、天井クレーン	- 3 - 2	改造 既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設
固体集積保管場	建家			- 2	既設
	廃棄物管理施設本体の管理施設	管理施設	パレット式縦積保管設備、エレベーター、フォークリフト、天井クレーン	- 2	既設

	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備	- 2	既設	
固体貯蔵施設	建家			- 2	既設	
	廃棄物管理施設本体の管理施設	管理施設	竪孔式貯蔵設備	- 2	既設	
	放射線管理施設	屋内管理用の主要設備	放射線監視設備			既設
		屋外管理用の主要設備	放射線監視設備			既設
	その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気口		- 2	既設
		固体廃棄物の廃棄施設				新設
		その他の主要な事項	消防設備、電気設備、通信連絡設備		- 2	既設
その他の施設	放射線管理施設	屋外管理用の設備	放射線監視設備、気象観測設備	- 3	既設	
			通信連絡設備(所内内線設備、加入電話設備、構内一斉放送設備、予備電源設備)	本申請 - 2	新設、既設(研究所共用)	
			その他附属施設(周辺監視用フェンス、仮設緩衝体)	- 2 - 2	既設 新設	

申請中：事業変更許可時点(平成30年8月22日)で申請中

- 1：1次申請その1、 - 2：1次申請その2
- 1：2次申請その1、 - 2：2次申請その2、 - 3：2次申請その3
- 1：3次申請その1、 - 2：3次申請その2
- 1：4次申請その1、 - 2：4次申請その2
- ：5次申請